

八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） の概要について

1 制定理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

2 条例の主な内容

No.	主な項目	内容
1	趣旨 〔第1条〕	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
2	最低基準の目的 〔第2条〕	最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（管理者を含む。）が、乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満のものが、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
3	一般原則 〔第5条〕	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
4	職員の一般的条件 〔第9条〕	乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
5	衛生管理等 〔第14条〕	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
6	事業の区分 〔第20条〕	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。
7	一般型乳児等通園支援事業の設備の基準 〔第21条〕	・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 ・満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 など
8	一般型乳児等通園支援事業の職員 〔第22条〕	一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置かななければならない。

No.	主な項目	内容
9	余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準 [第 25 条]	余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の各基準の定めるところによる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日